

公的統計の総合的な品質向上に向けて

令和 4 年 8 月 10 日

統計委員会

IV 今後の取組

以下では、この報告書において提案する10項目の取組を四つのグループに分けて説明する。これら10項目の取組が共通して目指すことは、各府省の統計作成・提供等の業務において、統計の品質を最優先に位置付ける組織風土を定着させ、品質優先で活動する取組を確実に実行に移すことである。これらの項目は多岐にわたるが、取組を進めるに当たっては、「木を見て森を見ず」となることのないよう、各組織においては、こうした公的統計の品質向上を目指すという究極の目標を常に共有しながら、総合的品質管理(TQM)の体制作りを着実に進めることが必要である。

< A : 総合的品質管理(TQM)の推進>

毎勤後の取組は、現在、浸透の途上にあり、十分な効果を見るに至っていない部分もあるが、その基本的な方向性である総合的品質管理(TQM)の推進は引き続き必要かつ適切であると判断される。今後、各府省の幹部職員のリーダーシップの下、総合的品質管理(TQM)に係る取組を、総務省の助言・支援を得て推進するとともに、更に改善・深化させることが必要である。

1 P D C Aサイクルの確立と業務マニュアルの整備・共有の改善

- i) 各府省は、「P D C Aサイクル確立に向けた点検・評価ガイドライン」(令和2年7月30日 統計行政推進会議申合せ)（以下「点検・評価ガイドライン」という。資料14参照）に基づき、令和4年度後半に事後検証（自己点検）を実施する予定¹⁶となっている基幹統計調査から順次、その業務マニュアルについて、
 - ア) 各業務プロセスの業務内容に対応した記載内容¹⁷となっているか
 - イ) 業務マニュアルで作成を定めている成果物や業務記録が作成・保存されているか
 - ウ) 共有の範囲や方法は適切か
 といった点について確認を行い、その結果を踏まえて、業務マニュアルの充実及び内容の改定を進める。

- ii) 総務省は、建設工事統計事案及び『点検・確認』の結果を踏まえ、まずは、建設工事統計及び建築着工統計に係る「統計作成プロセス診断」¹⁸を令和4年度に先行実施することとし、国土交通省は、その結果も踏まえ、これらの統計調査の業務マニュアルの整備、共有を行う。

¹⁶ 点検・評価ガイドラインに基づき、いずれの統計調査についても、事後検証が、おおむね3年に1回の頻度で行われるよう、各府省においてあらかじめ実施時期を定めている（資料13参照）。

¹⁷ 各業務プロセスにおける作業や手順の総論的な記載にとどまらず、プロセスで実施することが求められる個別の事項について、必要な記載が具体的に盛り込まれているか。例えば、審査プロセスであれば、求められる基礎的審査についての記載内容（表内検算、表間検算などを行うこと）、分析的審査についての記載内容（当該調査の過去の結果との比較、関連統計調査の結果や関連資料との比較、地域間での比較、社会経済情勢からみた妥当性のチェックなどを行うこと）が盛り込まれているなど。

¹⁸ 統計作成プロセス診断とは、有識者からなるチームを総務省から派遣し、各府省の個々の統計の作成プロセスについて、業務マニュアルが整備されているか、業務マニュアルに沿った業務管理がなされているかといった観点を含め、統計委員会がとりまとめた「要求事項」に基づく第三者的な視点からの診断及びアドバイスを行い、改善を進める取組（資料15参照）。

なお、この「要求事項」には、統計作成プロセス診断の基準となる事項（業務マニュアルの記載内容、必要な成果物や業務記録が残されているか等）が定められている。

- iii) 総務省は、上記 i) 及び ii) の結果を踏まえ、各府省における業務マニュアルの適切な整備を促し、統計調査の業務プロセスの標準化を進展させる観点から、業務マニュアルに記載すべき内容の目安¹⁹を示す「統計作成ガイドブック」（資料 16 参照）を策定する。また、事後検証（自己点検）や統計作成プロセス診断において、業務マニュアルの整備状況やこれに基づいて作成された成果物の状況などの確認・診断が的確に実施されるよう、点検・評価ガイドライン及び「統計作成プロセス診断の要求事項」の改定を行う。
- iv) 各府省は、上記 iii) による改定後の点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己点検）を行うとともに、策定された「統計作成ガイドブック」を踏まえ、業務マニュアルの必要な改定を行い、それに基づき、業務の遂行、成果物や業務記録の作成・保存・管理を行う。その際、各府省の統計幹事は、業務マニュアルの整備・更新や P D C A サイクルの確立・定着についてリーダーシップを發揮し、業務マニュアルの整備・共有状況を確認し、担当者に必要な助言・指導を行うとともに、事後検証（自己点検）が的確に行われるこことを確保するため、検証の結果やそれを踏まえた対応の確認を行う。
- v) 総務省は、改定後の点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己点検）が各府省において実施される際に、これと併せて、「統計作成プロセス診断」を全ての基幹統計調査を対象に計画的に行う。その際には、今回実施した『点検・確認』の結果も踏まえ、各統計調査の実情に応じて診断事項の重点化を行うなど、効果的かつ効率的な実施を図る。

【個々の取組の必要性等】

統計の作成・公表における重大事象の発生を抑止するためには、業務を適切に実施するために必要かつ十分な内容が盛り込まれた業務マニュアルを整備し、組織として共有することはもちろん、事後検証（自己点検）等の機会を活用して、平素からその業務マニュアルを適時適切に更新していく必要がある。さらに、誤りなどの問題が発生した場合には、それが、①業務マニュアルどおりに業務を実施しなかったために発生したものか、②業務マニュアルどおりに実施したにもかかわらず発生したものか、を峻別し、①の場合には、業務マニュアルから逸脱した業務が行われた原因を探って対策を講じ、②の場合には、業務マニュアルの見直しを行うなど、こうした問題が重大事象につながらないようにする必要がある。

また、毎月勤労統計事案の発生以降、各統計調査の「調査計画」については、申請方法及び事後確認のルール化、記載内容等の標準化が進められた。しかし、業務マニュアルについては、「調査計画」と同様、統計の精度に直結し、統計調査の成果物の品質を保つ上で必要不可欠であるにもかかわらず、これまで整備・更新のルール、事後確認のルール等が明確化されていなかったことから、今後、これらのルール等の明確化を行う必要がある。

（『点検・確認』の結果から分かったこと）

『点検・確認』で、個々の基幹統計調査の業務マニュアルの整備状況、組織内での共有状況を確認したところ、おおむね全ての業務プロセスについて何らかのマニュアルが整備され、

¹⁹ この目安には、統計に係る行政文書について、公文書管理法のルールに沿った取扱いとする旨を含める。

また、おおむね全ての統計調査について組織内で業務マニュアルの共有がなされていた（別紙表2－1 P39）。

一方、例えば、全基幹統計調査や月次・四半期の周期で行う基幹統計調査の各業務プロセス別、業務マニュアルの頁数階級別の分布（別紙表2－2、2－3 P39～40）を確認したところ、業務マニュアルのボリュームには相当の違いが見られた。ボリュームのみでは判断できないものの、記載内容に粗密がある可能性が考えられる。また、業務マニュアルの共有の状況を見ると、52統計中19統計で、管理職には業務マニュアルが共有されていない何らかの業務プロセスがあることが確認された（別紙表2－1 P39）。さらに、マニュアルの改定時に管理職が検討に加わって業務に関する管理等の状況の把握を行っているか確認したところ、「行っているマニュアルはない」又は「一部のマニュアルで行っている」とする統計調査は52統計中24統計となった。これは、マニュアルの改定時に管理職が加わっての業務課題の把握を常には行っていないことを示している。（別紙表2－5 P40）。

このため、今後、「統計作成プロセス診断」において、業務プロセスの記載内容を具体的に確認するとともに、政府として業務マニュアルに記載すべき水準を示し、業務マニュアル整備における不備等に起因するリスク要因を低減していくことが必要と判断される。

なお、現状の基幹統計調査における点検・評価ガイドライン（令和2年10月施行）に基づく事後検証（自己点検）を実施済みの基幹統計調査は、施行後2年弱の間で52件中33件となっており、さらに、令和4年度に実施予定としているのは、15件となっていることを踏まえると、おおむね3年で一巡するペースで自己点検が進められていると言える（別紙表2－6 P40）。

加えて、マニュアルの中に、調査票の記入内容が正しいにもかかわらず、集計システム上の都合などのために調査員、実施機関及び統計作成府省自らが調査票の内容を書き換える処理を指示する記載があるかどうか確認したところ、1月26日の統計委員会で既に報告している毎月勤労統計調査について、該当する旨の報告²⁰があった。

²⁰ 毎月勤労統計調査では、年2回（夏季賞与は6月～8月、年末賞与は11月～翌年1月）の賞与を特別集計する際、当該期に提出された調査票を点検し、事業所に支給状況を確認して、調査票を訂正する。訂正是、賞与支給月の調査票の賞与を訂正することを基本とするが、その月の調査票が提出されていなかった場合には、当該額を賞与集計に反映させるため、集計対象最終月（夏季賞与：8月、年末賞与：1月）の調査票の備考欄に「●月分」と記載した上で、賞与欄に記載している。なお、毎月公表している集計結果には影響はない。

2 業務マニュアルに記載のない事態が生じた場合の対応

- i) 総務省は、「統計作成ガイドブック」に、各府省が業務を遂行する際に、業務マニュアルに記載されていない例外措置を行った場合、又はその時々の事情により業務マニュアルに記載された対応以外の対応を行った場合には、その記録を残すべき旨を盛り込む。
- ii) 各府省は、点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己点検）などの機会に、業務マニュアルに例外事項を加えるかどうか、また、業務マニュアルの記載内容を見直すかどうかを検討する。

【個々の取組の必要性等】

例外的な処理を行った場合には、想定外の事態が発生したという事実と例外的な処理の内容を記録に残す必要がある。さらに、そのような例外的な処理が度々発生する場合には、その発生の背景や原因等を検討し、統計作成プロセスや業務マニュアルの変更を検討する必要がある。

なお、検討に当たっては、例外的な処理が必要になった背景や要因を確認するとともに、必要に応じて、専門知識を有している者と相談しながら対応すること、想定外の事態に適切に対応できるよう、業務マニュアルの処理の内容（What）・方法等（How）と当該処理の基準、考え方、理由等（Why）との関係が明確になることが望ましい。

（『点検・確認』の結果から分かったこと）

『点検・確認』において、各府省が、業務マニュアルの記述では対応しにくい事態が発見された際に、業務マニュアルの内容の確認・追加を行っているかどうかを調べたところ、52 統計中、全マニュアルで行っているとするものが 43 統計（82.7%）である一方、「行っていない」とするものが 4 統計（7.7%）確認された（別紙 表2－5 P40）。

3 変更管理の取組の導入

- i) 各府省は、統計作成プロセスの変更時におけるリスクを低減するため、特に、統計作成プロセスの重要な変更を行う場合²¹には、その変更内容が他の各業務プロセスに与える影響の有無について確認を行う取組（以下「変更管理」という。）を確実に実施する。
- ii) 総務省は、各府省における変更管理の取組を支援するため、業務プロセスの変更が他の業務プロセスに影響を及ぼした事例、変更管理によって問題発生を未然に防いた事例等を収集・整理し、各府省に提供する。

また、総務省は、収集・整理した事例の分析を踏まえて、「統計作成ガイドブック」に変更管理の手法や事例を掲載し、各府省は、その内容を踏まえ、所管する各統計調査の業務マニュアルについて必要な改定を行う。なお、総務省は、その後も、事例の収集等を進め、統計作成ガイドブックの内容を充実させる。

さらに、総務省は、統計研究研修所における基礎・応用等の段階的に区分されたレベル別研修²²に、変更管理の手法等を順次盛り込む。

【個々の取組の必要性等】

統計作成プロセスの変更には、調査対象、抽出方法、調査事項、推計方法を一度に変更する大幅なものから、1調査項目の審査の基準を微修正するという小幅なものまで種々あることから、統計作成プロセスの一部の変更が他の業務プロセスに与える影響の有無の確認は、変更の軽重に応じて重点的に取り組む必要がある。

その際、特に、当該業務プロセスの変更が調査結果全体に影響を及ぼし得る場合には、変更する箇所自体の対応が適切かを丁寧に確認するだけではなく、他の業務プロセスへの影響の有無を幅広く確認し、影響がある場合には、当該他のプロセスにも変更を加える等によりプロセス全体の整合性を確保しなければならない。このような対応を必要とする業務プロセスの変更としては、例えば、標本設計、推計式、審査・集計の内容、調査・集計対象の範囲の変更などが挙げられる。

なお、この取組を進めるには、ある統計作成プロセスの変更が他のプロセスに影響するかどうかを正確に判断する必要があることから、統計作成プロセスを構成する業務全体の流れと内容が分かりやすく可視化されていることが必要である。そのため、変更管理の取組の導入と併せて、業務マニュアルの整備・更新を着実に行う（「1」参照）とともに、変更したマニュアルが参照している、また、変更したマニュアルを参照している他の業務マニュアルについても、必要に応じて修正を行うことが重要である。

【BOX1】変更管理に関する過去の教訓

- 毎月勤労統計事案では、従業者規模500人以上の事業所は、調査計画上、全数調査とされているところ、平成16年から、回収率の低下を踏まえて報告者負担を軽減するため、東京都については抽出調査に変更した。その際、集計プログラムの変更対応がなされず、抽出率に対応した母集団復元処理が行われなかった。その結果、結果数値は、本来推定される値より過小となった。この変更については、全数調査を標本調査に変更するのが最も適切な対応であるかといった検討にとどまらず、調査を抽出調査に変更したことに対応して、関係する他の業務プロセス（この場合、集計プログラムの処理内容）についてもその変更の影響はないか、影響がある場合には適切に対応しているか、などについて、あら

²¹ 当面、重要な変更としては、調査計画の見直し、実施主体の変更（各府省の直轄調査から民間委託への変更等）、母集団切替え、標本設計の見直し、推計式の見直し、調達を伴う審査・集計プログラムの修正、集計委託先の変更、調査・集計対象の変更を挙げる。ただし、それ以外にも影響度の大きい変更と考えられる場合には、「変更管理」を行うことが期待される。

²² 受講者の統計実務経験や役職により研修レベルを段階的に分けた研修。

かじめ十分検討しておけば、このような事態を防止できた可能性が高い。

- 建設工事統計事案では、回収率の低下に対応するため、平成 25 年 4 月から、回収率の逆数を乗じる集計方法の変更（欠測値補完処理）を開始したが、その際、従前から行われていた遅延調査票の合算集計処理の存在が十分認識されていなかったため、合算集計処理と欠測値補完処理が相まって「二重計上」の問題が発生した。仮に欠測値補完処理を検討した際に、審査・集計の他の業務プロセスに影響はないか、影響があるとすれば適切に対応しているか、といった確認を行っていれば、合算集計処理により遅延調査票の「二重計上」の問題が生じることに気付くことが可能となり、この問題は防止できた可能性が高い。

（『点検・確認』の結果から分かったこと）

『点検・確認』では、基幹統計調査のうち、「調査計画」の変更に係る総務省への承認申請を要する業務プロセス変更²³を行ったもの等について、当時、その変更が他の業務プロセスに与える影響について確認を行ったかどうかを把握したところ、変更があった 43 の基幹統計調査全てにおいて確認を行ったとの回答があった（別紙 表 3-1 P41）。もっとも、プロセスの変更を行った業務の担当者が他のプロセスへの影響まで確認している場合もあれば、プロセスの変更を行った業務の担当者が、他の業務の担当者に変更箇所と変更内容の情報提供を行うにとどまっている場合もあるといった状況にあることが確認された（別紙 表 3-2 P42）。

また、各府省からは、変更管理に関する取組事例等の情報提供を希望する意見もあった。

²³ 平成 29 年以降の変更申請を伴うもの等であって、比較的大幅な業務プロセスの変更として『点検・確認』時に総務省で指定した変更。

4 遅延調査票の取扱いの明確化

- i) 各府省は、各統計調査の特性に応じ、以下の「遅延調査票への対処基準」に沿って、遅延調査票を処理する。

「遅延調査票への対処基準」

この「遅延調査票への対処基準」は、遅延調査票を集計に利用する場合の典型的な取扱いとして想定されるパターンを示したものであり、月次・四半期の周期で行う統計調査における遅延調査票の取扱いはこの基準に沿って行う。なお、四半期の周期で行う統計調査においては、「月」を「四半期」と読み替える。

I 本基準における定義

- 1) 遅延調査票とは、提出が回答期限に間に合わず、本来の集計対象月の月別集計に含めることのできなかった調査票のことをいう。
- 2) 月別集計は、月別の統計のことをいう。速報や確報といった、複数の段階に分けて公表される月別集計はもとより、年別集計を行う際に併せて行われる月別集計も含まれる（ここでは、同一の集計対象月に係る値を更新していく場合を想定している。）。
- 3) 年別集計は、1年間又は1年度間の累積や平均などの集計のことをいう。

II 遅延調査票を集計に使用するパターン

- 1) 月別集計が速報、確報など複数の段階に分けて公表されるパターン
月別集計の公表が、迅速性を重視した速報、正確性を重視した確報など複数の段階に分けて行われる場合、速報集計では遅延調査票を使用しないが、確報集計ではその集計期限に間に合う遅延調査票を使用するパターン。なお、月別集計の確報は、年別集計の公表の際に公表される場合もある。
- 2) 暫定的に使用するパターン（今後、下記III-2）又はIII-3）の見直しが必要）
 - ア) 発生、廃止等の変化の報告を求める場合であって、遅延調査票を集計に加える必要があるパターン
発生、廃止等の変化の報告を求める場合であって、過去の報告値の累積として当月値を算出する場合、又は、前月値に当月分の報告結果を加えたものを当月値として算出するもので、遅延調査票を月別集計に直ちに反映する必要があることから、遅延調査票を、提出された月の月別集計に使用するパターン
 - イ) 月別集計に確報が無く、年別集計に遅延調査票を反映するために簡便な方法をとるパターン
遅延調査票の情報を年別集計に可能な限り反映させる必要があるときに、その情報を、便宜提出された月の月別集計に使用するパターン（例えば、年別集計が月別集計の合計であり、特に年別集計の正確性が重視される統計など）

III 遅延調査票を使用する場合における留意点

- 1) 遅延調査票を集計に使用している場合には、その処理方法を公表資料に明示する。
- 2) 上記II-2) -ア) のパターンについては、提出された月の月別集計に使用した遅延調査票を、事後に遡って反映する処理の導入や月別集計の廃止などを含め、月別集計の在り方を検討するとともに、遅延の原因を確認し、改善策等を検討する。
- 3) 上記II-2) -イ) のパターンについては、月別集計に確報を導入することや月別集計を廃止することなども含め、月別集計の在り方を検討するとともに、遅延の原因を確認し、改善策等を検討する。

- ii) 各府省は、業務マニュアルに遅延調査票の取扱いを記載し、その取扱いの適否について、点検・評価ガイドラインに基づいて実施する事後検証（自己点検）において、定期的に確認を行う。
- iii) 総務省は、遅延調査票の取扱いが「遅延調査票への対処基準」に沿って確實に実行されるよう、遅延調査票の取扱いについて「統計作成ガイドブック」に記述する。
また、基幹統計調査については、総務省が行う「統計作成プロセス診断」において、「遅延調査票への対処基準」に沿った対応や業務管理が行われているかを確認する。

【個々の取組の必要性等】

月次・四半期の周期で行う統計調査において、遅延調査票が発生することは避け難い。それを前提に、統計ユーザーが、遅延調査票への対処を含めた公的統計の作成方法を理解した上で、適切に利用することができるようにする必要がある。さらに、今後、調査環境が変化し、遅延調査票が増える可能性もある。このため、統計ユーザーが統計を適切に利用できるようすることを第一に考えて、各府省が遅延調査票を集計に使用する際の取扱いのパターンをあらかじめ明らかにするとともに、実際に行った取扱いについては、その可視化を行う必要がある。

【BOX2】建設工事受注動態統計調査における遅延調査票の処理の経緯と評価

国交省報告書によれば、建設工事統計事案においては、過月分調査票を遡及的に当該月の集計に組み込むことが実務上困難な状況の下、集計業務担当者においては、これを集計に含める方が年間受注高はより正確になる、また、当該調査票を完全に排除すると、調査票裏面の個別工事の内訳情報が活用できなくなる、といった考え方から対応を判断し、同調査の前身の調査の段階から過月分の調査票を提出月の集計に含める処理が採用されていた。

同報告書では、これに関して、①国民の利用という視点からは、注記するなどすべきであったところ、公表なしに行っていた点、②調査票の書き換えによって収集された有用な情報の活用を損ねた点が不適切であったとしている。また、総務省報告書においては、様々な前提を置いた上で「期限後提出調査票の情報を提出月に計上することは、一つの簡便な集計方法としては考えられる。期限後提出調査票をより厳密に調査結果に反映するには、例えば、結果公表を速報・確報に分けて行い、速報は期限内に提出された調査票に限定した集計結果によることとし、確報では期限後提出調査票も含めて集計した結果を公表する等の対応がある。」などと報告されている。

(『点検・確認』の結果から分かったこと)

『点検・確認』では、月次・四半期の周期で行う基幹統計調査を対象として、遅延調査票の発生状況を把握した結果、遅延調査票は多くの基幹統計調査で発生しているが、遅延調査票に対する処理として、上記「遅延調査票への対処基準」のII-1) のパターンに該当するものが10統計、II-2) -ア) のパターンに該当するものが1統計²⁴であった。一方、II-2) -イ) の処理を行っている統計は確認されなかった（別紙 表4-1、4-2 P43）。

なお、二重計上が確認された事案はなかった。

²⁴ 医療施設調査。同調査は、現状の医療施設数等を把握するため、自治体から提出される医療施設の開設・廃止等の情報を把握する調査であり、調査票の提出が遅延した場合、調査票の提出月から開設・廃止等の状況を即反映させることで、直近の施設数等を把握する対応を探っている。

<B：ガバナンスのための組織内外のコミュニケーションの確保>

統計業務においては、エラーを極小化することが望ましいものの、調査対象者からの報告誤りなどを含め、様々なエラーの要因が存在するのが実情である。このため、業務においてエラーの発生しにくい仕組みや、万一エラーが発生した時にも、それが重大事象に至ることを抑止する取組が必要とされる。そのためには、府省の統計組織内部はもとより、業務上関係する外部の組織との良好なコミュニケーションを確立することが有効である。

5 誤りの発見・発生時の適切対処の徹底、備えと品質優先の組織風土の定着

(研修等)

i) 各府省の統計幹事及び統計作成を統括する幹部・管理職員は、職員が誤りを認識した場合に、誤り発生時の対応ルール²⁵に沿って速やかに適切に対応することができるよう、誤りが疑われる事案も含め、誤りの発見・報告及び対応を適切に行つた職員も積極的に評価するような品質優先の風通しのよい組織風土の定着を図る。

このような取組を促進するため、総務省は、各府省の統計幹事及び統計作成を統括する幹部・管理職員を対象としたマネジメント研修（「8-i」）参照）等において、内閣人事局や統計・品質管理の専門家の協力を得て、こうした組織風土を確立するためのスキル向上の指導等を行う。また、統計作成プロセス診断などの場を活用して、各府省における取組やヒヤリ・ハット事案の報告を受けて専門家の指導を受ける機会を設け、その結果を横展開する。

ii) 総務省及び各府省は、統計の作成を担当する職員に対し、誤り発生時の対応ルールの浸透を図るための研修を行う。

また、総務省は、各府省の統計関係職員（統計幹事、統計作成を統括する幹部・管理職員、統計を担当する一般職員等）が、誤り発生時に適切な対処を行つたかどうかについて、人事評価において評価が行われるよう努める。

(情報の保存、記録の作成)

iii) 各府省は、誤り発生時に、遡ってその原因を速やかに分析・検証し、再計算により適切なデータを復元する可能性を高める観点から、既に永年保存することとされている調査票情報の電磁的記録に加え、以下の情報等を、「常用（無期限）」として保存する。

- ・ データレイアウトフォーム、符号表等の当該データを定義するために必要な情報
- ・ 母集団推計を行うための集計用乗率
- ・ 行政記録情報など公表された統計を作成するために必要な情報
- ・ 電子計算機処理に必要な情報、集計プログラム作成のために必要な仕様・それらの取扱要領、調査概要資料等

併せて、1-iv) で改定した業務マニュアルに基づき、業務の遂行、成果物や業務記録の作成・保存・管理を行う。

これらを徹底するため、総務省及び内閣官房が連携し、誤り発見時の対応ルールのひな型の改定を速やかに行い、各府省はそれに基づき、自府省の対応ルールを改定する。

²⁵ 誤り発見時の対応ルールとは、「各府省における公表数値等の誤りに係る疑義及び誤り発見後の対応に関する内閣官房の対応等について」（令和2年6月17日 内閣官房統計改革推進室）（資料17参照）で示されたひな型を踏まえ、各府省が定めた公表数値等の誤りに係る疑義及び誤り発見後の対応に関するルールのことをいう。

【個々の取組の必要性等】

統計作成においては、誤りの発生を可能な限り抑止することが求められる。

しかし、統計作成プロセスは、多様な業務プロセスから構成されるとともに、報告者も含め様々な関係者が携わっている「総合プロジェクト」であるため、プロセスの様々な箇所で、様々な理由によって誤りが生じ得るのが実情である。

そのため、誤りは抑止しきれないとの前提に立って、誤りが疑われる事案については、迅速に確認等を行い、社会や統計ユーザーの利用に影響を及ぼすと考えられる場合（数値の誤りだけでなく、公表している作成方法と異なる方法で統計を作成している、公表している作成方法に誤りがある等）には、社会や統計ユーザーを第一に考えて速やかに公表し、必要な是正を行うべきである。このような対応は、統計が誤った状態のままでその利用が進み、悪影響が拡大することを回避する意味でも重要である。また、誤りの疑いが発生した場合の検証や、誤りの遡及訂正を円滑かつ速やかに行うことができるよう、統計作成に関する情報の保存や作成に当たっての記録の作成を確実に行っておくことが必要である。

こうした統計ユーザーを第一に考えた対応を確実に行うようにするために、誤りやその端緒の発見者が高く評価されるようにするとともに、誤りを発見することが社会や統計ユーザーのためになることであり、また、誤りの訂正・公表等を速やかに行うことも社会や統計ユーザーのためになることであるということを組織全体の認識とすることにより、誤りにしっかりと対処していく組織風土を定着させていく必要がある。さらに、誤りの訂正・公表等が迅速に行われない場合には、当該統計の信用を低下させるだけでなく、事後的な対応に多大な時間と手間を取られる危険があることを十分認識する必要がある。

特に、こうした対応とそのために必要な組織内外の意思疎通が的確に行われるためには、幹部職員のリーダーシップが重要である。必要な情報が率直かつ確実に幹部職員に上がる、上がってきた情報に基づき幹部職員が的確な指示を行う、という組織としての行動が確保されるよう、幹部職員の問題事案に対するマネジメント能力の向上を図り、品質優先の組織風土の確立に取り組み、幹部職員が率先して風通しのよい職場作りを進めることが不可欠である。

【BOX3】誤りに関する情報開示及び遡及訂正の遅れの教訓

毎月勤労統計事案及び建設工事統計事案のいずれにおいても、組織として統計数値の誤りを認識して以降、その情報を開示するまでの間にかなりの時間を要したことから、各方面に影響を及ぼすとともに、強い批判を受ける結果となった。また、推計方法を是正して遡及訂正を行うために必要となる情報が十分に保存されていなかったため、遡及計算のために新たに特別な推計方法を開発して処理を行うなど、多大なコストと労力を投入せざるを得ない事態となつた。

（『点検・確認』の結果から分かったこと）

『点検・確認』では、基幹統計について、令和3年度中に統計幹事に誤りの発生が報告され、訂正、公表されたものが60件あった。いずれも誤り発生時の対応ルールに沿って対処されており、重大事象につながっていないことが確認された（別紙 表5-1 P44）。

また、各府省からは、各府省の誤りを防止する取組のベストプラクティスの共有を求める意見があった（別紙 表5-5 P45）。

さらに、各府省においては、誤り発生時の対応ルールを部内に周知する取組を始めているものの、現時点ではまだ、取組の内容にばらつきがあることが確認された（別紙 表5-4 P45）。

なお、誤り事例の主な原因としては、公表資料の作成誤り・登録誤り、回答者の記入誤り・

報告訂正等があった（別紙 表5－2 P44）²⁶。

さらに、各府省からは、誤りを未然に防いだヒヤリ・ハット事案の情報提供もあった（別紙表5－3 P44）。このようにヒヤリ・ハット事案の分析からプロセスや考え方などの本質的なリスクをいち早く発見し、他業務における同一のリスクの点検を行うなどの未然防止策をとることも重要であり、ヒヤリ・ハット事案活用への仕組みの構築が望まれる。

6 地方公共団体や民間事業者との目的意識の共有と十分な意思疎通の確保

- i) 各府省は、一部の業務プロセスを地方公共団体や民間事業者に委託している統計調査の実施に当たっては、その準備段階から、地方公共団体や民間事業者との目的意識の共有を図り、意思疎通を十分に行う。また、実施状況報告において改善提案を求めるとともに、点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己点検）の機会に改善提案を求めるなど、地方公共団体や民間事業者からの意見聴取を行う。
- ii) 総務省は、各府省が行った意見聴取の実施状況を把握し、その結果に基づき、地方公共団体や民間事業者の意見を踏まえた統計作成プロセスの改善の好事例の横展開を図るとともに、統計作成ガイドブックに把握した手法や事例を掲載し、点検・評価ガイドライン、統計作成プロセス診断の要求事項の内容について、必要な改定を行う。

【個々の取組の必要性等】

実査（実地調査）などを委託等している地方公共団体や民間事業者との間では、事業の遂行に当たっての目的意識の共有を図ることが必要であることは言うまでもない。さらに、これらの者が、社会、環境の変化によって生じる調査対象者の反応や記入状況の変化についての情報、業務効率化のアイディアなどについて、多くの情報を持っていると考えられることから、定期的な意思疎通、意見交換の機会を確保することが望ましい。また、そのような機会に得られた知見は、各府省で共通して活用し得るものであると考えられることから、横展開を図ることが重要である。積極的に目的意識の共有化を図ることにより、地方公共団体、民間事業者等の担当者において問題意識が高まり、統計実務の中に潜む課題やそれに対する改善策などについて、より敏感に気付きが生まれることが期待される。

なお、意思疎通、意見交換を行うに当たっては、目的意識の共有を行った上で、それぞれの立場、役割分担等を確認し、それを十分に踏まえて対応することが重要である。

²⁶ この実態に対し、特別検討チームの構成員から、「P D C Aサイクルを回すに当たり、“なぜ発生したか”を検討するとともに、これらの誤りが報告される前段階での発見されるべきステップとその方法が定まっていたか否か、定まっていたときはなぜ発見できなかつたか、定まっていなかつたときはこれを定めること、即ち“なぜ発見できなかつたか”にも着目することが大切である。」といった取組のアドバイスが示された。

<C：デジタル化による人間系ミスの低減と業務プロセスの改善>

ヒューマンエラーを極小化する有力な方法の一つは、調査の企画、実査（調査実施）、審査・集計、結果公表・提供の様々な段階において、人手による作業の負担軽減・効率化・誤り防止の観点から、デジタル化を進めることである。また、デジタル化の推進は、統計作成プロセスのみならず、統計利用における利便性を高め、より高度な利用を可能とするものもあることから、統計業務の改善とともに、統計サービスの品質向上にも寄与するものである。ただし、デジタル化については、目標の明確化や綿密な実行計画等が無いままにこれを推進すれば、こうした効果が得られない場合があることに十分注意して導入し推進する必要がある。

7 デジタル化の推進

i) 総務省及び（独）統計センターは、調査対象者が政府統計共同利用システム²⁷のe-Surveyを用いた回答を行う際の利便性を向上させるため、

- ・ 調査対象となった企業等の情報システム、セキュリティ、業務体制等に応じた柔軟な回答記入に対応できるよう、HTML形式、マクロ無しエクセル形式など、電子調査票の形式を多様化する。
- ・ 調査対象者によるデータ入力の手間を軽減するためのファイル取込み機能を実装する。
- ・ 現在、電話や電子メールで行われている、調査対象者に対する回答内容に係る疑義照会などを、オンライン調査システム内で行うことができるコミュニケーション機能を提供する。

などの検討に速やかに着手し、改修を進める（資料18参照）。

ii) 総務省及び（独）統計センターは、汎用的な集計ツールの開発について検討し、その成果を政府統計共同利用システム等を通じて各府省に提供する²⁸。この提供に併せて、当該集計ツールの活用方法や、システム整備の外注管理等に関する研修を開始する。

また、デジタル技術を活用することにより、e-Statに収録されている統計調査のデータベース化を推進するとともに、調査事項等のカタログ化を行うなど、統計ユーザーからのフィードバックも活用しつつ、結果データの検索・提供機能の充実を図る（資料19参照）。

iii) 各府省は、業務マニュアル等の整備を行う際に、集計システムの仕様について、担当者が現状の処理内容を理解できる文書とするなどの見える化を図る。また、ii) の汎用的な集計ツールなども活用し、集計システム全般を改善するとともに、システムを用いたエラーチェック等、データ審査のデジタル化を推進する。

iv) 総務省は、デジタル技術を活用した、業務マニュアルの更新状況の管理、効率的な更新・保存の在り方や、デジタル化に資する統計作成プロセスの標準化の推進、関係者間のコミュニケーションの効率化等について、引き続き技術的な検討を行う。

²⁷ 「政府統計共同利用システム」は、各府省が共同で利用するオンライン調査システムの「e-Survey」や、統計データを提供する「e-Stat」などのシステムから成る。

²⁸ 集計プロセスを「エラーチェック」「統計表編集」「統計表出力」等の細かいプロセスに分解し、各々のプロセスについて、各府省が様々な調査で自由に利用ができる汎用的な集計ツールの開発について検討し、その成果を政府統計共同利用システム等において順次提供する。

【個々の取組の必要性等】

統計調査のオンライン化は、調査票等の送付・運搬、保管、入力など業務フロー全般にわたって省力化・効率化を可能とし、経費の低減をもたらすとともに、それらの業務の際に人手が加わらないために、ミスや事故のリスクの低減をもたらす。また、オンライン調査は、システム上、記入漏れや誤りを防止・抑制するための機能を付与することも可能であることから、各府省は、オンライン回答に対応した統計調査数を大きく増やしてきたところである。しかし、報告者からの実際のオンライン回答率は伸び悩んでいるのが実情である。

こうした状況について、企業等を対象とする調査において、オンライン回答を行わなかつた事業者からは、

- ・ 会社の情報システムのセキュリティの関係上、特定種類の電子調査票に対応できない。
- ・ 事業者内で回答を作成する担当が多数となる場合、システム上で作業が完結せず、個々の回答を集約してシステムにデータ入力する手間がかかる。

といった問題点が指摘されている。

このような実情を踏まえると、オンライン回答率の向上を図り、今般の事案につながる遠因となった未回答や遅延の調査票の発生を抑制していくためには、回答者の視点に立って企業側のシステム上の制約や条件に対処するとともに、調査票の入力の手間を軽減していくことが必要である。

また、集計システムにおけるプログラム誤り、処理のミス等を抑止するとともに、システムがブラックボックス化しないようにするために、品質が保証され、仕様が明確で透明性の高い汎用システムを各府省共通的に整備し、使用することができるようになることが効果的である。

なお、こうした対応は、各府省における集計プロセスの標準化にも資すると考えられる。

さらに、統計ユーザーに統計をこれまで以上に活用してもらうことで、改善のヒントの情報も統計ユーザーからフィードバックされることが期待できることから、デジタル技術を活用し、e-Statのデータベース化、調査事項等のカタログ化により結果データの検索・提供機能の充実を図ることで、より利便性が高く、使いやすいシステムを構築する。

(『点検・確認』の結果から分かったこと)

『点検・確認』では、令和3年度中に統計幹事に対する誤り報告が行われ、訂正・公表された基幹統計について、その誤り原因の確認を行ったところ、全60件の誤り報告のうち、「回答者の記入誤り・報告訂正」が原因となったものが21件、「プログラム誤り・集計誤り」が原因となったものが16件となっている（別紙 表5-2 P44）。

<総合的取組：品質優先の組織風土のための基盤の整備・強化>

これまで述べてきた取組の効果を上げるために、決して「掛け声倒れ」に終わることのないよう、その推進のための基盤を整備・強化することが不可欠である。特に重要なのは、これらの取組が形骸化することのないよう、各府省において品質を最優先する風通しのよい組織風土を定着させることであり、これには、幹部職員を中心としたマネジメント層の積極的な取組が必要である。

また、これらの取組を実行するには、組織体制・人材等のリソースによる裏打ちが必要である。

8 品質優先の組織風土の定着に向けたマネジメント能力の向上と職員の人材育成

(品質優先の組織風土の定着に向けたマネジメント能力の向上に関する取組)

i) 各府省の統計幹事や統計作成を統括する幹部・管理職員は、品質を優先する組織文化や風通しのよい職場環境を形成するとともに、誤りの発見・報告及び対応を適切に行った職員も積極的に評価するものとする。

こうした取組を推進するため、総務省は、各府省の統計幹事に期待される役割を分かりやすく整理して示すとともに、学識経験者や統計・品質管理の専門家などの協力を得て、統計幹事や統計作成を統括する幹部・管理職員を対象とした、統計作成プロセスの特性に即したマネジメント研修を開発し、異動時期に開催するなど効果的に実施する。

ii) 総務省は、各府省の統計幹事や統計作成を統括する幹部・管理職員の人事評価について、統計の品質管理のための取組の状況、誤り発生時における対応の状況、担当職員の能力向上のための取組の状況などが評価対象に加えられるよう努める。

iii) 各府省の統計部局以外の幹部・管理職員についても、統計の重要性や統計に誤り等があった場合に生じる問題、統計作成のマネジメントの必要性や手法などの基本的事項を学ぶことができるよう、総務省は、各府省の幹部・管理職員を対象として行われている既存の各種研修などに対し、必要な情報や事例などコンテンツの提供を行う。

(職員の人材育成に関する取組)

iv) 総務省は、各府省における統計の専門知識を有する人材の計画的な活用・育成を図るために、統計業務の経験や研修の受講状況、統計データアナリスト・統計データアナリスト補（資料20参照）の資格取得状況などの情報管理の在り方を検討する。また、統計データアナリスト・統計データアナリスト補の取得者へのメリット付与など、資格取得促進の方策を検討する。

v) 総務省は、以下のア)～エ)の内容を盛り込んだ、各府省の職員に対するレベル別研修を行うとともに、各府省が統計職員の研修に活用可能な教材やコンテンツを充実する。また、その際、地方支分部局や地方公共団体の職員も含め、より多くの者が受講できるよう、オンライン研修を充実する。

- ア) 業務マニュアルの整備や品質管理の重要性、P D C A サイクルの実践のための技術など品質管理の基本的事項
 - イ) 変更管理の重要性や手法
 - ウ) 問題の早期発見・早期対処の重要性や、誤り発見後の対応ルールの内容
 - エ) 統計に関する優良事例やヒヤリ・ハット事例
- vi) 各府省は、職員に対する研修（統計部局以外の部局の職員に対するものを含む。）において、統計の品質管理の重要性、統計関係法令や誤り発生時の対応ルールの概要などの基本的な内容を盛り込む。

【個々の取組の必要性等】

統計作成は、多様な業務プロセスから構成され、様々な関係者が関与するとともに、個々の業務プロセスに応じた様々な専門能力が必要とされる「総合プロジェクト」であることから、統計幹事や統計作成を統括する幹部・管理職員による全体管理、関係者の目的意識の共有、業務プロセス間の調整、適材適所の役割分担など適切なプロジェクトマネジメントの能力向上を図ることが重要である。また、統計作成プロセスのマネジメントを的確に行うためには、プロセスの特性を踏まえる必要もある。

このため、こうした特性に即したマネジメント研修を開発するとともに、これらの者のマネジメントの実践について、人事評価を通じて、定着と改善を図っていく必要がある。

さらに、統計の作成や品質向上に携わる現場の職員については、現状では、経験年数や知識にはらつきがある上、日常業務に追われて研修の受講や資格取得に意欲的に取り組むことが困難な側面もある。

このため、個々の専門性に即した研修や教材を整備するとともに、研修への参加を容易にしたり、資格取得のインセンティブを高めたりするといった工夫を行い、その能力の向上を図っていくことが重要である。

加えて、公的統計は各府省の統計部局以外の政策部局で作成されることも多いため、統計部局以外の幹部・管理職員、一般職員についても、統計の品質管理の重要性などの基本的事項を身に付けさせる必要がある。

(『点検・確認』の結果から分かったこと)

『点検・確認』において、基幹統計の現状の職員体制に対する責任者の今後の意向を確認したところ、58 統計の責任者から回答があり、このうち、「組織マネジメントの強化」との回答が 45 件 (77.6%)、「職員能力の向上」との回答が 43 件 (74.1%) であった（複数回答）（別紙 表 1－6 P38）。

また、各基幹統計の担当職員について、「統計データアナリスト」及び「統計データアナリスト補」の両方が配置されているものは 9 統計 (15.5%)、「統計データアナリスト」のみ配置されているものは 9 統計 (15.5%)、「統計データアナリスト補」のみ配置されているものは 5 統計 (8.6%) となっており、着実に配置が進んでいるものの、両方配置がないものは 35 統計 (60.3%) であった（別紙 表 1－3 P38）。これらの資格について、各府省からは一定の評価が寄せられる一方、それらを取得するための研修への参加や取得に係るインセンティブなどについての課題も指摘されている（別紙 表 6－1－1、6－1－2、6－2 P46～49）。

9 各府省の体制強化

- i) 各府省は、統計作成における重大事象の発生を抑止する観点から、本報告書に盛り込まれた取組を含め、その業務量に見合った体制を確保する。特に、国土交通省は、今般の事案を踏まえ、早急に統計作成体制の立て直しを図る。
- ii) 各府省は、統計業務に必要とされる基礎知識・スキルを有する職員に対し、統計部門を支える意識を持つことができるよう動機付けを与えるとともに、そのような職員を中心に、職員に対して統計に関する専門能力や統計事業のプロジェクトマネジメント等の技能を十分に付与するため、計画的な人事運用を行う。総務省は、こうした職員が適切に評価され、処遇されるよう、さらには、その専門能力や技能が、同様な知識・スキルが必要とされる他の行政分野でも効果的に活用され、職員の活躍の場が広がるよう、必要な検討を行う。
- また、統計部門の経験の長いエキスパート職員が持つ専門能力や技能が、次の世代に確実に継承されるよう、国家公務員の定年延長の機会も活用して、エキスパート職員を若手の指導役とするなど体制上の工夫を行う。
- iii) 総務省は、各府省の職員の統計業務経験の蓄積や専門性の向上に資するため、総務省の統計部門に各府省の職員を受け入れ、OJTを行うとともに、総務省の統計部門の職員を各府省へ派遣するなど、府省の統計部局間の人的交流を促進する。
- iv) 内閣官房及び総務省は、統計幹事を支える統計分析審査官について、公表前の審査の改善や誤り発見時の対応にとどまらず、統計の品質管理全般の中核となることができるような体制へと大幅に見直し、その体制の強化を行う。また、各府省の統計幹事及び見直し後の統計分析審査官を支えるため、学識経験者、民間の統計や品質管理の専門家などを、技術的アドバイザーとして確保する。
- さらに、見直し後の統計分析審査官に充てるための人材を安定的に確保・育成するため、研修の充実、人事交流を含む実務経験を通じた研鑽の機会の付与、優良事例の共有などをを行う。また、見直し後の統計分析審査官ポストには、統計データアナリスト・統計データアナリスト補の資格の取得者を充てる、統計分析審査官ポスト在職中に統計データアナリスト・統計データアナリスト補の資格取得に必要な研修を確実に受講させるなど、各府省が共同して統計分析審査官の確保・育成を行う。

【個々の取組の必要性等】

統計の作成を確実に遂行するとともに、並行的に、統計の品質の維持・向上を行っていくためには、必要な体制を確保し、その能力の向上を図ることが不可欠である。

特に、国交省報告書では、今般の事案の背景には、業務量に比べ業務実施体制のバランスが取れていない状態が慢性的に生じており、その状態は本件統計室への所属人員の単純な人数の問題ではなく、これまで必ずしも十分に業務を遂行できない職員も配置されていた結果、一部の職員に業務が集中するという形で現れていたこと、更にその背景として、人事政策における統計業務の軽視があるように見受けられると指摘され、体制の立て直しが提案されたところである。これに加えて、今般の事案への対応が、国土交通省の他の統計調査の実施スケ

ジユールに連鎖的に大きな影響を及ぼしており、国土交通省における体制の立て直しは急務である。

組織規模の小さい統計部局では、担当職員の業務を適切にチェックする余力が乏しく、また、担当職員が病気、事故等に遭った場合などには業務が停止するリスクがある。そのようなリスクの発生に備えて、可能な限り複数の職員が業務を掌握できる体制を作る必要がある。

次に、統計分析審査官は、毎月勤労統計事案を踏まえ、令和元年7月に導入された体制であり、内閣官房に所属しつつ、各府省に併任の形で派遣され、統計の集計プロセスに分析的審査²⁹を順次導入していくこととされている。

統計分析審査官については、分析的審査の導入のみならず、品質管理全般においてリーダーシップを発揮しているとする例も報告されている一方、国交省報告書では、統計分析審査官について、「それまでに統計の業務に就いたこともなく、統計に関する専門的知識も皆無であった職員が、十分な研修を受けることもなく」対応していることなどから「現段階で機能しているとは思われない」とされるなど、府省間で、活動の位置付けや範囲、着任している人材の知見や能力に大きな差異がある状況となっている（資料21参照）。

このため、統計分析審査官について、今後、個々の統計調査の分析的審査に加え、各府省で取組を進めるP D C Aサイクルによる品質改善の中核を担うことができるよう、その体制を大幅に見直すとともに、府省間で能力等の差異が生じないようにするための育成や個別案件について見直し後の統計分析審査官を支援するための体制整備を行う。

(『点検・確認』の結果から分かったこと)

『点検・確認』では、基幹統計ごとに実際に配置されている本省の職員数を把握した。この結果、配置されている職員の経験年数や本省で受け持つ業務プロセスの違いを勘案する必要があるものの、統計ごとに配置人数にばらつきがあることが確認された（別紙 表1－1 P37）。

また、各府省からは、統計改善に対する体制や統計分析審査官について、品質管理のための体制の追加的な整備等に関する意見があった（別紙 表6－2 P49）。

²⁹ 分析的審査とは、利活用を含めた多角的な視点に立ったデータ分析作業を通じてデータの妥当性の確認を行う審査をいう。例えば、集計段階において審査のための特別な統計（詳細地域統計、単位当たり集計等）を作成して異常なデータを検出したり、業界統計や関連統計との比較分析を行うことで当該審査対象統計の妥当性を確認する審査をいう。

10 中央統計機構の相談対応の充実と体制強化

- i) 総務省は、業務マニュアルの整備・更新や点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己診断）及び統計作成プロセス診断の診断結果を踏まえた対応、変更管理などについて、各府省からの相談に的確に対応できるようにするため、相談窓口及び相談に基づく個別支援のための体制を充実する。
- また、これらの対応を行う際に、専門的な知見を活用するため、民間の学識経験者や専門家によるアドバイザリー機能を整備する。
- ii) 総務省は、統計委員会と連携しつつ、当分の間、今般の点検・確認や統計作成プロセス診断等において課題等が把握された各府省の統計調査を中心に、調査計画の審査の際に、調査計画に記載のない集計プロセス等についても各府省に確認し、必要に応じ意見を述べる。
- その際、こうした取組により、調査計画の審査が遅延することのないよう、審査担当部署の体制を充実するとともに、統計研究研修所との連携を強化する。
- iii) 総務省は、本報告書に盛り込まれた取組を推進する観点から、「中央統計機構」（総務省政策統括官（統計制度担当）、統計局、統計研究研修所及び（独）統計センター）がこれまで行ってきた以下の業務を充実するとともに、必要な体制の強化及びリソースの確保を図る。
- ・ 統計分析審査官の支援（見直し後の追加業務についても支援）
 - ・ 政府統計共同利用システムなどを通じた統計業務のデジタル化（e-Surveイの機能・運用の充実、汎用的な集計ツールの開発検討、e-Statの機能充実、マニュアルのデジタル化、審査・集計システムや仕様作成など集計プロセスに関する研修）
 - ・ 統計研修、統計作成に関する各府省からの相談への対応及び相談に基づく個別支援（外部の学識経験者や民間専門人材の活用）

【個々の取組の必要性等】

これまで、各府省の下で作成されている様々な公的統計を体系的に整備・充実するために、中央統計機構が各府省を支援してきたところであるが、本報告書の提言を実現していくためには、このような取組の更なる充実や、各府省に代わって中央統計機構自らが一元的に行う取組の実施などが重要になる。特に、総務省政策統括官（統計制度担当）は、本年1月の統計委員会対応精査タスクフォース精査結果報告書で指摘したとおり、各府省との双方向のコミュニケーションのより一層の円滑化に努めつつ、各府省の統計作成に対する助言・支援を強化することが必要である。

このためには、中央統計機構の一層の機能強化と体制・リソースの確保を行っていく必要がある。

（『点検・確認』の結果から分かったこと）

『点検・確認』において、各府省から、総務省の相談窓口等の取組についての肯定的な意見とともに、政府統計共同利用システムの強化を望む意見があった（別紙 表6-1-1、6-2 P46~47、49）。

V 報告提出後の対応

公的統計の総合的な品質向上に向けて、政府においては、社会や統計ユーザーを第一に考えて品質向上を図るという考え方に基づき、本報告書において指摘した取組について、速やかに具体的なロードマップとマイルストーンを定めて取り組み、その効果を着実に発揮していくことを求める。このうち、実施が令和5年度以降となる取組については、令和4年度末の決定が予定されている「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）に盛り込み、計画的に実施することを求める。

その際、現行の基本計画に盛り込まれている毎勤後の取組について、公的統計の品質向上のための取組の効果的な実施の観点から、引き続き実施するもの、本報告書に盛り込まれた取組と一体的に実施するもの、取組を見直すもの、取組が終了したもの等の精査を行い、新たな計画に反映する。

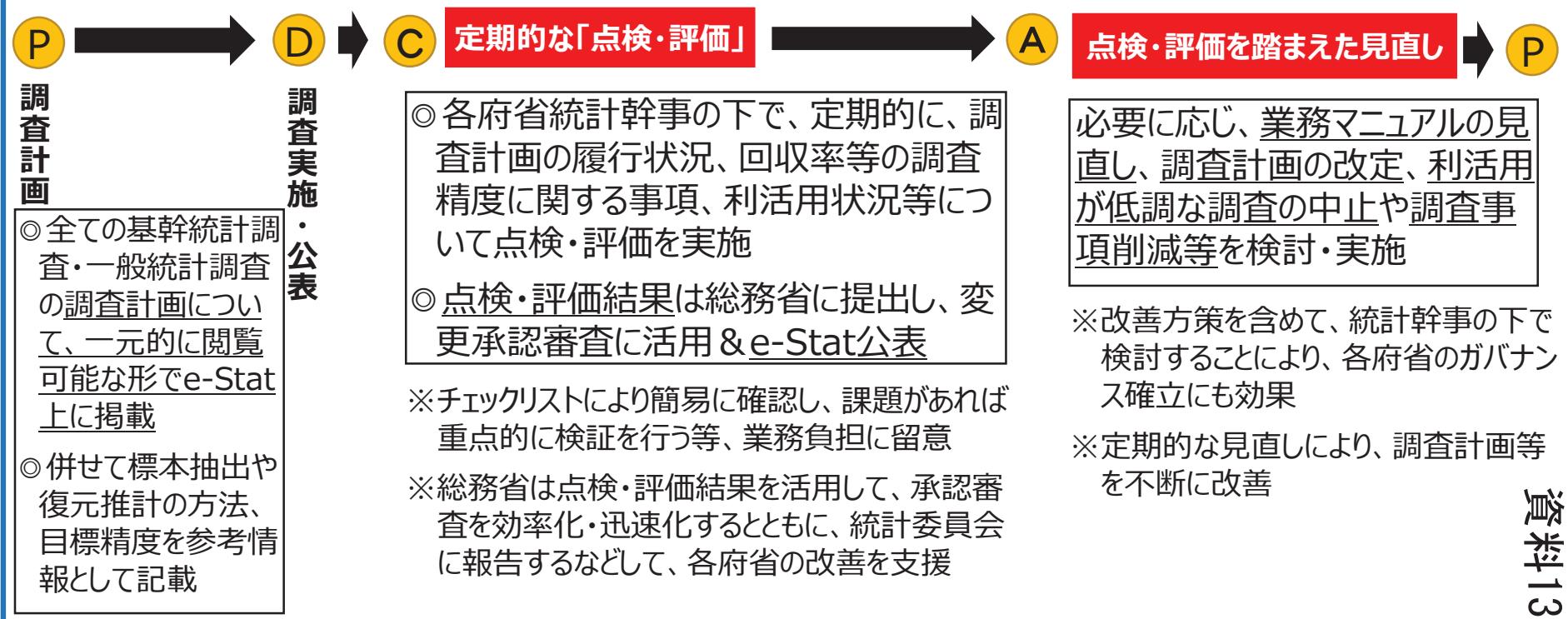
また、本報告書においては、P D C A サイクルを回すことの重要性を度々述べているが、これは、個々の統計作成のみならず、公的統計の品質向上のための対策にも当てはまるものである。統計委員会としては、今回自らが提案したものであっても、その実施状況、発現した効果等を踏まえ、必要な見直しを行っていく。このため、各府省における実施状況や発現した効果等を把握するため、今回の『点検・確認』の対象となった事項の動きを引き続き追いかけるべく、以下に関するアウトカム指標を定めて、継続的にモニタリングを実施する。各府省の協力をお願いする。

- ・ 統計作成、品質向上のための体制の改善の状況とその具体的な成果
- ・ 業務マニュアルの充実・活用の状況とその具体的な成果
- ・ 誤りの原因別発生状況の推移、誤り発生時の対応ルールの運用状況とその具体的な成果

PDCAサイクルの確立に向けた「点検・評価」

- PDCAサイクル確立については、各府省における主体的な取組が不可欠である一方、政府全体としての統計に関するガバナンスの改善や統計作成プロセスの透明性確保を図るため、一定の統一性・品質の確保が必要
- このため、主要府省の実務者によるワーキンググループにおける検討を踏まえ、各府省における取組の指針となる点検・評価ガイドラインを策定（令和2年7月30日統計行政推進会議申合せ）

【再発防止策を踏まえたPDCAサイクルの確立イメージ】



統計作成プロセス診断の位置付け・内容

位置付け

- 統計作成プロセスの水準を段階的に向上させ、統計の品質確保を図ることを目的とした
統計作成府省による自立的・主体的なPDCAサイクル実施（実施状況や集計結果等を踏まえた点検・評価を通じた調査計画、業務マニュアル等の見直し・改善という一連の自らの気づきのプロセス）
の更なる充実・実効性確保のため、その一連の取組の流れの中において、客観的立場から、
(あくまで) 助言、支援、促進する活動

診断内容

統計作成府省による各統計に関するPDCAサイクル実施の過程におけるアウトプット等をベースとして、

i) 統計委員会の取りまとめに基づく、統計ごとの
作成プロセスの現状を客観的に確認する際の
チェック項目（基準）である「要求事項」※に沿っ
た「当たり前品質」の適合の現状を（厳格かつ）
客観的に確認

加えて、積極的に評価できる、各府省に横展開
すべき「好事例」を把握、「褒める」

※「要求事項」 = 統計の品質確保に向け、個々の統計
作成プロセスにおいて実施することが必要と考えら
れる、あるいは期待される事項

- ・プロセスの管理やその仕組み自体：
実施することが求められる「必須」の要求事項
- ・手順等の具体的な内容、レベル感など：
実施することが望ましい「推奨」の要求事項
としてそれぞれ設定

ii) 統計作成プロセスの水準の段階的な向上に向け、
現状、適合となっていない「必須」の要求事項は適合
となるよう、また、「推奨」の要求事項の適合が増え
ていくよう、

(標準的な業務マニュアルの内容等も活用しつつ)
統計作成府省自身による、今後に向けた統計作成
プロセスの見直し・改善のため、助言、あるいは
(総務省(統計作成支援センター等)の統計作成支援
機能と連携しつつ)必要に応じ支援

iii) その他、(要求事項の内容に関わらず) **各府省**
の統計幹事の求めに応じ、例えば、**統計精度の更な
る向上に向けた調査計画の技術的支援** (ex標本設
計) などに関し、総務省の統計作成支援機能への
「橋渡し」を行う

「統計作成ガイドブック」の概要

位置付け・全体像

- 各府省の統計担当職員が必要な時に必要な項目を確認するための便覧や参考図書として、総務省統計局において「統計作成ガイドブック」を発行予定。
- 一般的な「統計作成プロセス」を提示し（次ページ参照）、各プロセスにおける業務内容、留意点、作成・保管を行う成果物・実施記録等を説明
- 各府省におけるチェックリスト及びドキュメント管理簿の作成を通じて、統計作成プロセス診断の導入並びにドキュメントの保管及びデジタル化を推進

構成

第1章 はじめに

- 各統計調査に関する業務マニュアルの作成の参考にするため、各プロセスにおける具体的な業務内容、留意点、作成・保管を行う成果物・実施記録等のドキュメントを説明
- 併せて、関係する既存ガイドライン等を紹介

第2章 (一般的な) 統計作成プロセス

第3章 各プロセスの説明

第4章 相談窓口、研修について

付属資料 チェックリスト・ドキュメント管理簿

参考資料 主要ドキュメントのサンプル

- 各府省のPDCAサイクルにおける定期的な業務マニュアルの確認及び見直しに資するよう、第3章の記載に基づくチェックリストを提示
- ドキュメントの保管及びデジタル化を推進するため、成果物・実施記録等の保管状況を確認するドキュメント管理簿様式を提示

- 各プロセスにおける主要なドキュメントについて、各府省で作成された実例を収集し、共有

一般的な統計作成プロセス 一覧

01 企画



- 1.1 統計の必要性・目的の明確化
- 1.2 統計調査全体のスケジュールの設定
- 1.3 集計事項及び調査事項の設定
- 1.4 調査方法及び調査系統の検討
- 1.5 調査票の設計
- 1.6 標本設計（母集団、目標精度、抽出・層化方法の設定）
- 1.7 提供方法の検討
- 1.8 行政文書の管理責任者等の決定
- 1.9 調査計画の承認申請、変更手続等
- 1.10 政省令等の整備【基幹統計調査の場合】
- 1.11 実査以降の業務に関する計画の作成

02 実査



- 2.1 名簿整備
- 2.2 調査対象者の抽出
- 2.3 統計調査員任命・教育【調査員調査の場合】
- 2.4 用品準備
- 2.5 協力依頼、広報、調査対象者への説明
- 2.6 調査票や関係書類の配布
- 2.7 調査票の取集・督促
- 2.8 問合せなどへの対応
- 2.9 調査員による調査票のチェック
- 2.10 調査実施機関による調査票のチェック
- 2.11 調査員の活動状況の確認
[調査員調査の場合]

03 審査・集計



- 3.1 調査票の受領
- 3.2 データ入力
- 3.3 個票データの審査
- 3.4 集計データ（統計表）の作成
- 3.5 集計データ（統計表）の審査

04 公表・提供



- 4.1 公表準備
- 4.2 集計データ（統計表）の公表
- 4.3 集計データ（統計表）に関する問合せ対応
- 4.4 個票データ（調査票情報）二次利用・提供

05 評価



- 5.1 ドキュメント・成果物の整備状況の確認
- 5.2 点検・評価等の実施

06~08

マネジメント・民間委託・地方委任



- 6.1 実施体制（管理的側面の検討、制約条件の明確化）
- 6.2 業務能力と教育・訓練
- 6.3 ドキュメント等の整備
- 6.4 秘密の保護、法令遵守に係る体制
- 6.5 災害発生時等の対応

- 7.1 委託業務の範囲の検討
- 7.2 調達仕様書等の作成・契約
- 7.3 業務実施状況の確認
- 7.4 納品チェック・成果物受領
- 8.1 委任業務の範囲の確認
- 8.2 事務処理基準等の作成・通知
- 8.3 業務実施状況の確認

資料17

各府省における公表数値等の誤りに係る疑義及び誤り発見後の対応に関する 内閣官房の対応等について

令和2年6月17日
内閣官房統計改革推進室

1. 目的

公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（令和元年9月30日統計委員会建議）及び統計行政の新生に向けて（令和元年12月24日統計改革推進会議統計行政新生部会報告）において、疑義照会があった場合の組織内情報共有ルールや誤り発見後の対応ルールを定める必要があることが指摘されている。これを受け、内閣官房統計改革推進室として、各府省において公表数値等の誤りに係る疑義及び誤り発見後の対応に関するルールを定めるに当たってのひな型を示すとともに、各府省における誤り事案を整理・分析し、情報共有するための方針を定める。

2. 概略

公表数値等の誤り等への主な関係者の対応は、別紙1のとおりである。

内閣官房統計改革推進室は、各府省における公表数値等の誤りに係る疑義及び誤り発見後の対応が適切に実施されるよう指導・助言等を行う。

3. 方針

(1) 各府省における対応ルールのひな型

統計調査を実施する各府省が定めるべき対応ルールのひな型は、別紙2のとおりである。また、実務上の参考とするために、ひな型をフロー図にしたもののが、別紙2の参考である。本ひな型の趣旨を踏まえる限りにおいては、各府省の実情等に応じてひな型とは異なるかたちで定めることは差し支えない。

また、本ひな型は、軽重問わず誤りが発生した場合に、最低限対応すべき内容を示したものである。

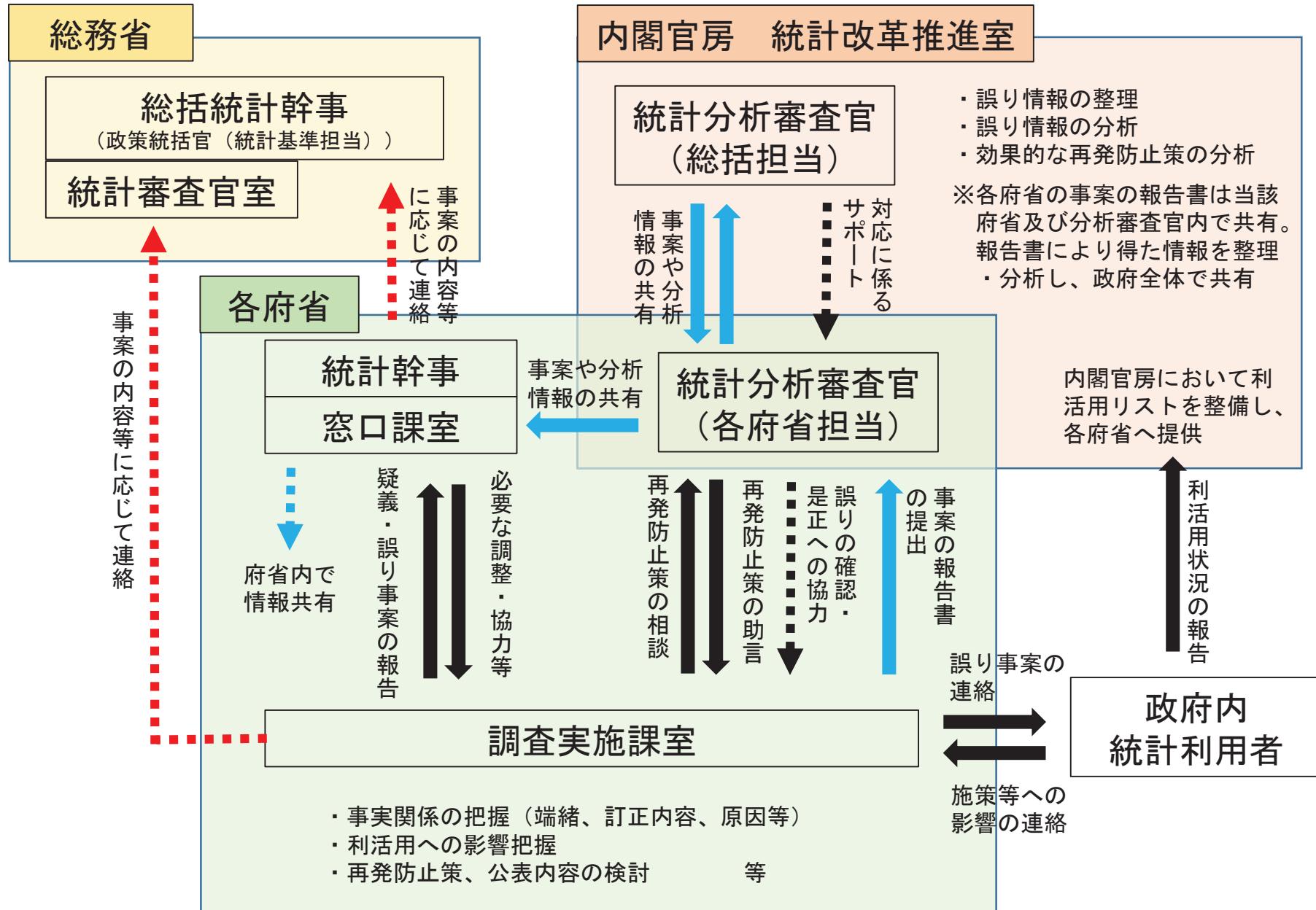
なお、本ひな型は継続実施している統計調査を対象としているが、それ以外の調査についてもこれに準じて対応することが望ましい。また、公表数値等の訂正を伴わない調査票情報の訂正等については本取組の対象とはしないが、各府省において、本取組も踏まえつつ、必要な対応が行われることを期待する。

(2) 誤り情報の共有

統計分析審査官（各府省担当）は、結果数値等の訂正の公表後に調査実施課室から提出された報告書を隨時、統計分析審査官（総括担当）に提出し、再発防止策の検討等に資するよう、統計分析審査官内で共有する。また、各府省の窓口課室は必要に応じて当該府省内で共有することができる。

統計分析審査官は共有された報告書を集約した上で、統計分析審査官（総括担当）を中心に、原因別の発生状況、効果的な再発防止策等について分析し、その情報を原則として年1回程度、統計分析審査官（各府省担当）及び各府省の窓口課室を通じて政府全体で共有する。

公表数値等の誤り等への主な関係者の対応（関係図）



e-Surveyの改良イメージ

公的統計の整備に関する基本的な計画（令和2年6月2日閣議決定）<抜粋>

第3 公的統計の整備に必要な事項

1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減

(2) オンライン調査の推進

(略)

統計調査を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、オンライン調査の導入及びオンライン回答率の向上は、報告者の負担軽減・利便性の向上を図るとともに、調査票の回収率・記入率の向上を通じた正確性の確保への寄与及び統計調査業務の効率化を実現するための有効な手段となっている。

このため、各府省は、統計調査の企画に当たり、オンライン調査の導入やオンライン回答率の向上方策を引き続き検討することを原則とするとともに、ICTの普及状況を踏まえた「政府統計オンライン調査総合窓口」の機能改善・拡充等に一体となって取り組む。

また、総務省は、統計作成プロセスの改革に取り組む中で、政府統計共同利用システムに課題が確認された場合には、その見直しを検討する。

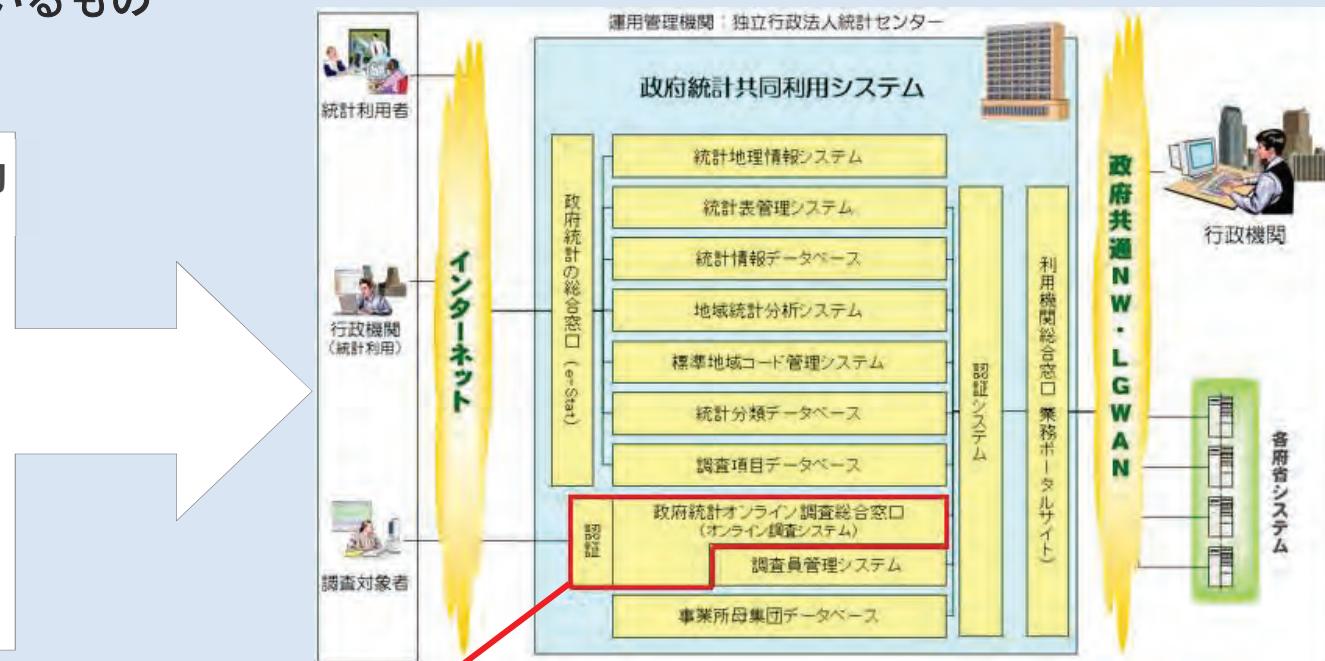
オンライン回答の現状

政府統計オンライン調査総合窓口

- 「政府統計オンライン調査総合窓口」とは、「政府統計共同利用システム」に実装されている政府全体の汎用的なオンライン調査システムで、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画（平成18年各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）」に基づき構築され、平成20年から運用しているもの

各府省のシステムを廃止・集約

- A調査の
オンライン調査システム
- B調査の
オンライン調査システム
- C調査の
オンライン調査システム
- ...



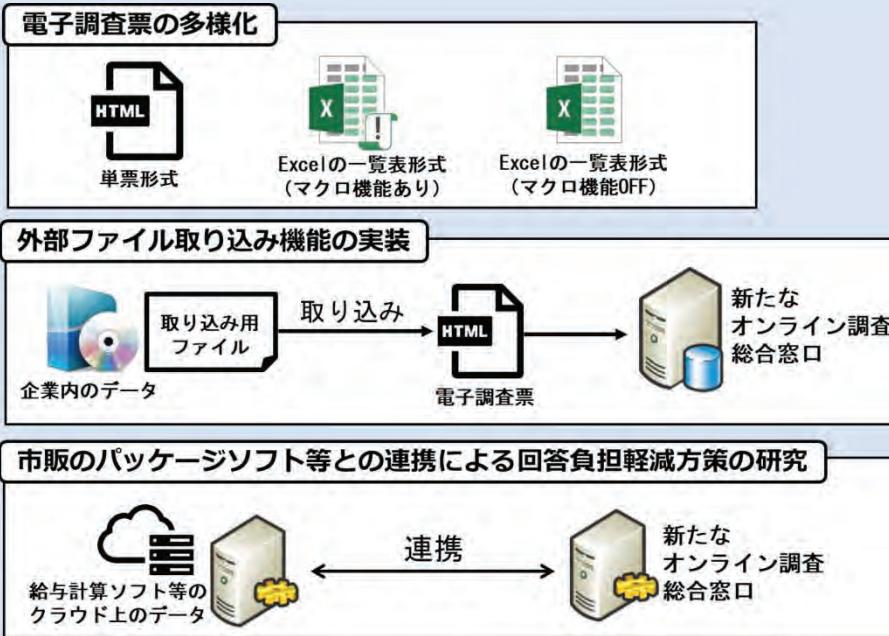
電子調査票の送受信など
シンプルな機能を実装

オンライン回答の推進に向けた今後の対応例

調査対象者や調査実施者からの要望を受けて以下の機能の実装を検討中

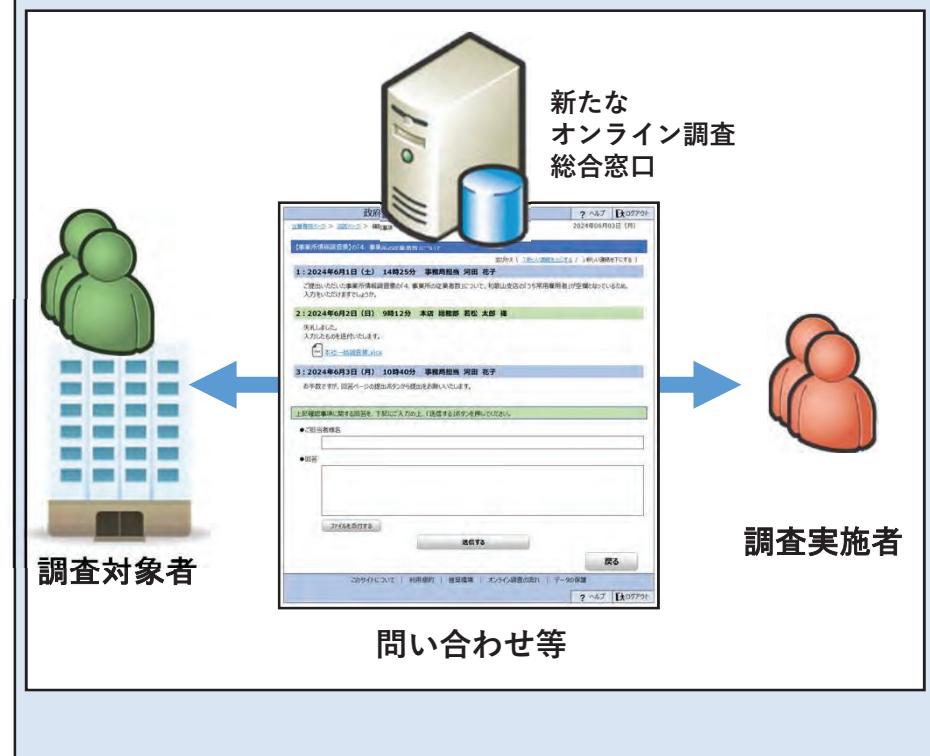
回答方式の多様化による回答負担の軽減

- 電子調査票の多様化、外部ファイル取り込み機能の実装、市販のパッケージソフト等との連携による回答負担軽減方策の研究など、回答方式を多様化し、回答負担の軽減を図ることで、オンライン回答を更に促進



コミュニケーション機能などの提供

- 従来、電話などで行われていた疑義照会などをシステム内で行えるコミュニケーション機能などを提供することで、オンライン回答のメリットを強化



集計システムに関する汎用パッケージ等 の整備イメージ

一般的な統計作成プロセス（審査・集計）



政府統計共同利用システムの概要

- 政府統計共同利用システムとは、統計調査等業務の業務・システム最適化計画（平成18年各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、各府省で各自に整備するシステムを集約することで、政府全体のシステム投資と運用の効率化を図ることを目的に構築した府省共通システム（平成20年から運用開始）
- 統計調査における以下の工程で使用するサブシステムを有する



各統計における様々な特性

調査によって

- ・全数調査か標本調査か
- ・調査票の種類（1種類1枚の調査票か、複数枚か、複数種類か）
- ・エラーチェックで参照する情報の種類（調査票内で完結するか、他の情報を参照するか）

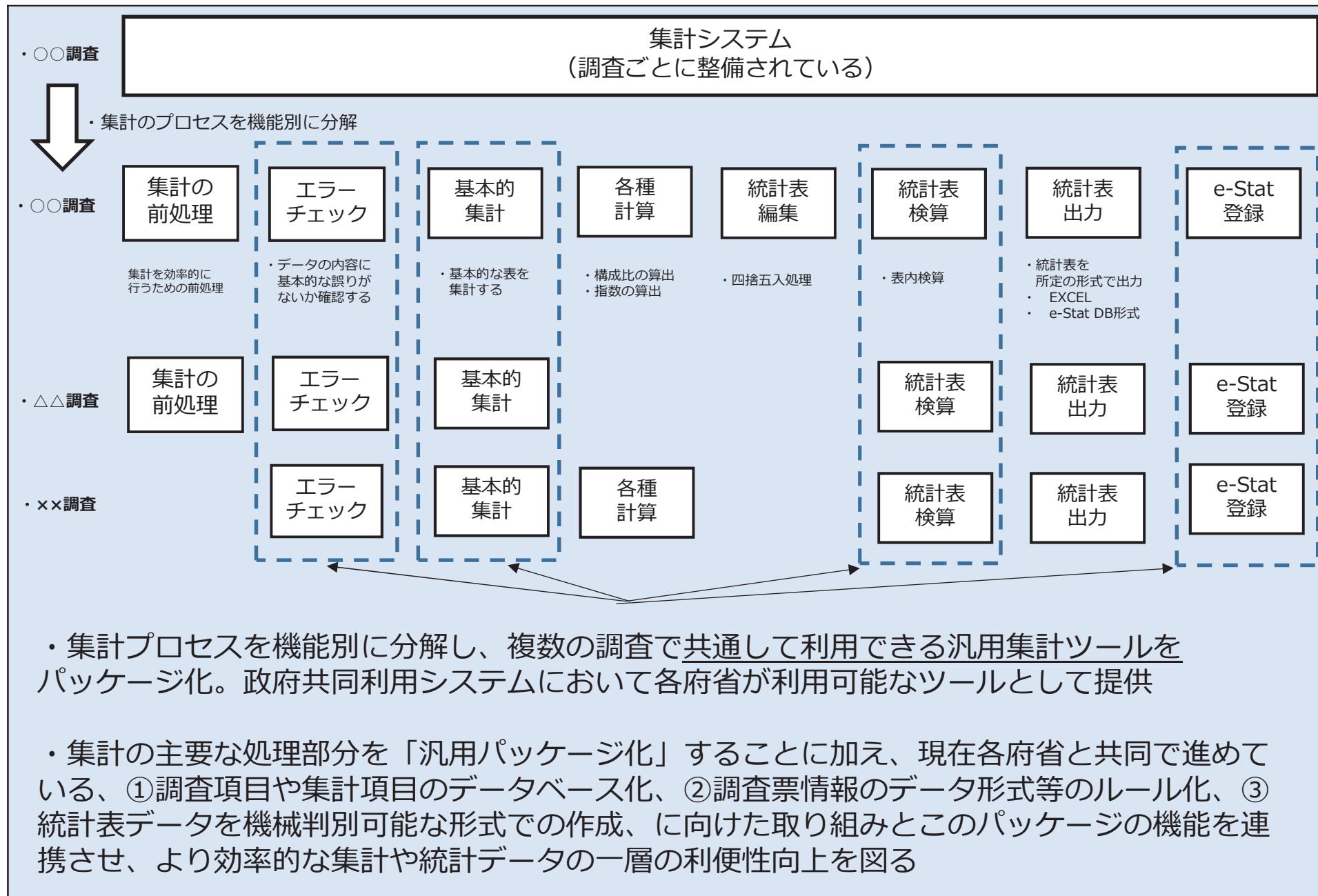
などが異なる。

また、統計作成のための集計プロセスにおいて、以下の機能が必要かどうか、その処理の内容も統計によって異なる。

- ・集計を効率的に行うための前処理
- ・集計前に基本的な誤りが含まれていないかのエラーチェック
- ・基本的な集計
- ・構成比や指標等の計算、統計表の編集
- ・作成した統計表の検算
- ・システムからの統計表出力
- ・e-Statへの登録処理

このような、各統計における様々な特性を踏まえ、集計プロセスを機能別に分解することにより、複数の調査で共通して利用できる汎用集計ツールとしてパッケージ化することを検討中

汎用パッケージ化のイメージ



統計人材の育成について

「統計行政の新生に向けて」（令和元年12月24日統計改革推進会議統計行政新生部会）

- 専門性を有する人材の確保・育成についても提言

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年6月2日閣議決定）

- 統計作成のみならず政策立案の支援も行うことができる統計業務資格保有者として、「統計データアナリスト」（一定の統計業務経験を積んだ統計職員で、統計に関する高度な能力を有する者）及び「統計データアナリスト補」（統計調査の管理や一定の分析、審査能力を有する者）の確保・育成等を図る。

(別表 今後5年間に講ずる具体的施策)

- 所管する基幹統計及び一般統計調査の数や規模等を勘案して、**必要となる統計データアナリスト及び統計データアナリスト補の育成目標数を定め、計画的に確保・育成する。**また、原則として、基幹統計調査及び一般統計調査の調査設計は統計データアナリストの管理の下で行い、調査実施は統計データアナリスト補以上の管理の下で行う。
(担当府省：各府省)

- 統計データアナリスト等育成課程の研修を新設するほか、初任の幹部・管理職向けの研修を実施する。（以下略）
(担当府省：総務省)



- 「統計データアナリスト等の認定の基本的な考え方」（R3.2.12統計行政推進会議申合せ）、
「統計データアナリスト等の認定基準」（R3.2.18総務省政策統括官決定）及び
「統計データアナリスト等認定実施規程」（R3.6.29総務省政策統括官決定）を決定
- 統計研究研修所において、統計の知識を体系的・段階的に習得する「業務レベル別研修」を実施（令和3年度から「統計データアナリスト研修」及び「統計データアナリスト補研修」を新設）

統計データアナリスト・アナリスト補について

統計データアナリスト・アナリスト補は、実務経験要件及び研修要件を満たす者の中から、各府省の統計幹事の推薦を受け、総務省政策統括官（統計制度担当）が認定

①実務経験要件

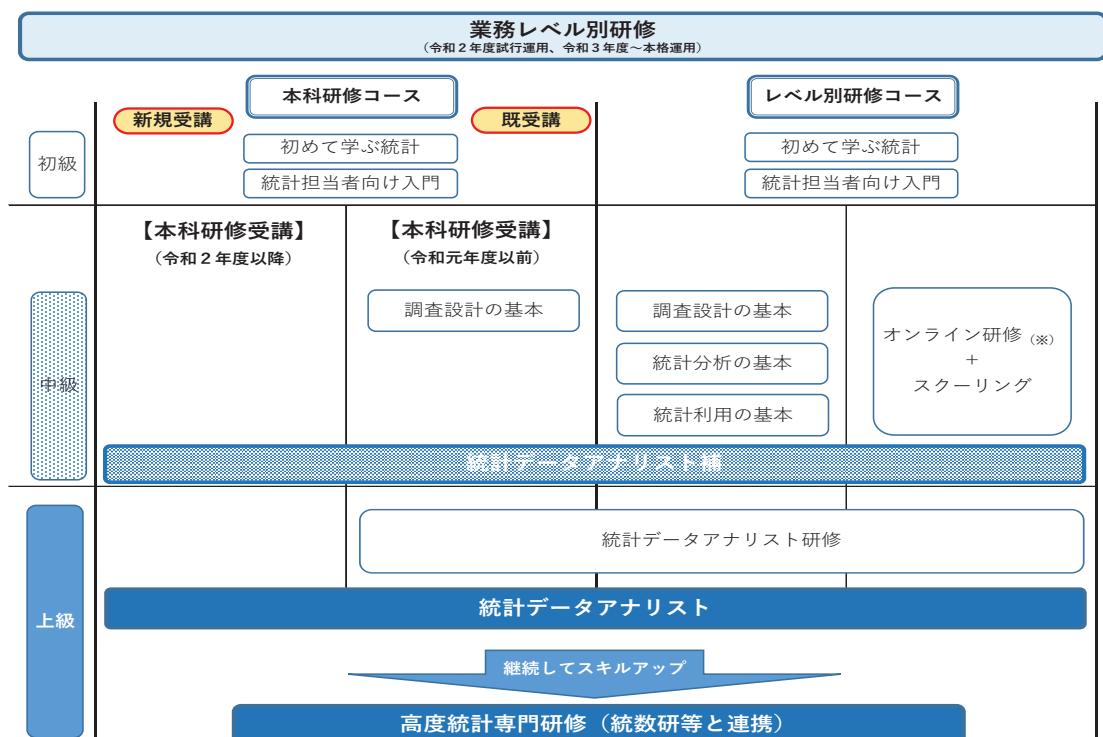
右表に示す年数 又は 回数の実務経験を有する職員 など

	年数	回数※
統計データアナリスト補	5年	2回
統計データアナリスト	10年	5回

※「企画－実査－審査・集計－公表」の一連の実務を通算で経験した回数

②研修要件

- ・ 総務省統計研究研修所が実施する業務レベル別研修（初級、中級、上級）を受講
- ・ 中級で統計データアナリスト補、上級で統計データアナリストの研修要件を満たす
- ・ 初級研修の受講後に本科（総合課程）を受講すると、統計データアナリスト補及び統計データアナリストの研修要件を満たす



※ オンライン研修は令和3年度後半からの開講を予定。

統計研究研修所の業務レベル別研修（令和3年度）

	研修名	対象者・レベル	内容
【初級】 統計取扱業務 担当向け研修	初めて学ぶ統計【オンライン研修】 年4回（4、7、10、1の各月下旬から 4週間）開講	統計初任者等、 新規採用職員、 政策部局の職員	○統計の初步を習得
	統計担当者向け入門 【ライブ配信研修】 5月に開講（2.5日間） 【オンライン研修】 年4回（4、7、10、1の各月下旬から6週 間）開講		○統計調査の企画設計・実施等の実務的な基 礎知識を習得 ○統計分析手法やグラフの書き方等について習得 ○集合研修では演習も実施 ※従来の「統計実務者向け入門」と「統計利用者向け 入門」を統合して実施
【中級】 統計データアナリ スト補研修	調査設計の基本(4日間) 統計分析の基本(5日間) 統計利用の基本(3日間) 【ライブ配信研修】 年2回（5、7の各月下旬から）開講 【オンライン研修】 冬以降に開講予定	統計実務担当者	○調査の企画・設計の理論と実務知識、統計分 析手法の基本知識及び主要統計指標の見方や 人口・経済統計の活用方法を習得
【上級】 統計データアナリ スト研修	統計データアナリスト研修【ライブ配信研修】 年2回（9、3の各月5日間）開講	統計実務担当者	データチェックや品質管理など、統計データアナリスト として必要な知識を習得

統計分析審査官の現状と課題

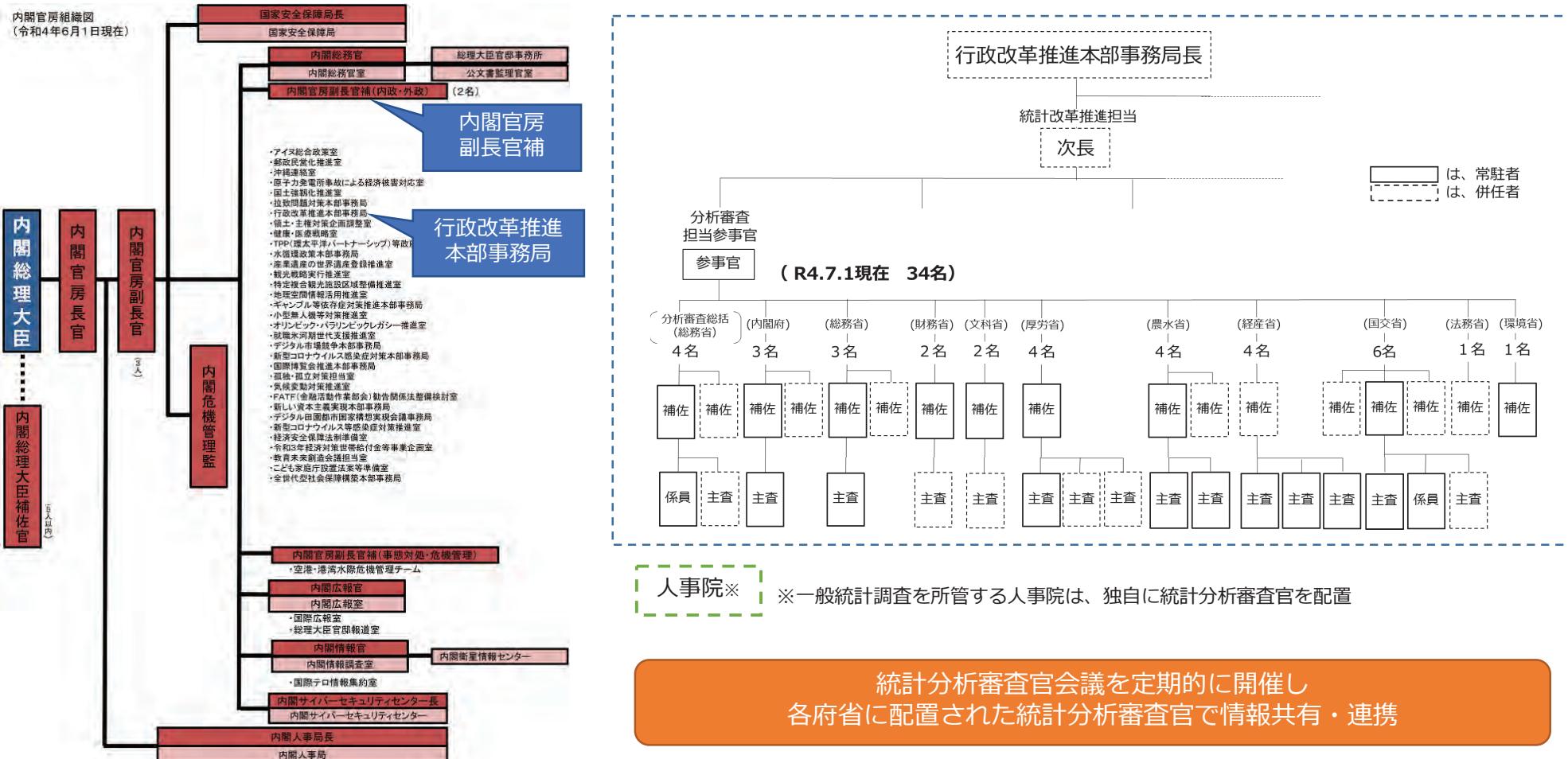
令和4年7月

内閣官房行政改革推進本部事務局
(統計改革推進担当)

資料21

統計分析審査官の位置づけ

- 令和元年6月の統計委員会建議（第一次再発防止策）を踏まえ、同年7月、統計改革推進室（注）に統計分析審査官を配置（緊急増員、令和6年度末までの5年間の时限）
 - 基幹統計調査・一般統計調査を所管する各府省に併任発令（人員数は、統計調査数等に応じて配分）
 - 分析審査総括は、総務省政策統括官（統計制度担当）付に併任発令。総務省と緊密に連携
- （注）統計改革推進室の事務は、令和3年11月に行政改革推進本部事務局に移管された。



統計分析審査官に対する指摘

「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る調査報告書」（令和4年1月14日） (抜粋)

最後に、統計分析審査官について触れておきたい。令和元年に統計分析審査官が内閣官房から各府省に派遣されることとなった。今後公表される統計の審査の徹底と誤り発覚時の対応指揮等を担うポストであるとされているが、現段階で機能しているとは思われない。それまでに統計の業務に就いたこともなく、統計に関する専門的知識も皆無であった職員が、十分な研修を受けることもなく、係長相当の職位で派遣されたとしても、この者に、派遣先の上司に対して厳しく指摘することを期待すること自体不可能を強いるものであろう。

「統計不正の再発防止に向けた提言」（令和4年2月14日）（抜粋）

内閣官房から各府省に派遣されている「統計分析審査官」が十分に機能していないことが、国土交通省が設置した検証委員会から指摘された。速やかに実態を調査し、課題を明らかにすること。また、現場における調査方法の変更時の誤りや集計した数値の誤りを察知し、関係部局と連携して適切な対応につなげる仕組みを検討すること。

統計分析審査官の現状

令和元年7月26日～令和4年1月27日の間、各府省に常駐したことのある統計分析審査官（64人）について確認

統計研修受講状況

研修名等		人数	
統計分析審査官研修 (内閣官房)	令和元年度 第1回	22	
	令和元年度 第2回	24	
	令和2年度	15	
業務レベル別研修 (総務省統計研究研修所)	初級	初めて学ぶ統計	5
		統計担当者向け入門	1
	中級	調査設計の基本	11
		統計利用の基本	11
		統計分析の基本	9
	上級	統計データアナリスト研修	10

統計業務従事経験年数

経験年数	人数
未経験	14
1～5年未満	16
5～10年未満	11
10～15年未満	9
15～20年未満	4
20年以上	10

（注：重複受講を含むため合計は64人と一致しない）

上記のうち、いずれか1つ以上の研修を受講した者は 49人

統計分析審査官の現状

他府省の例

【職員の能力、体制】

- 統計分析審査官の経験年数は、5年以上が9割超（10年以上も7割超）
- 総務省から臨時に統計分析審査官を派遣
- 総務省が実施する統計研修のほか、各省で実施する統計研修も受講
- 統計分析審査官がチームとして活動
- 再発防止を超えて、品質管理全般に関心

【活動状況】

- 原課からの誤りの報告を受けて、統計分析審査官が原因究明等で中核的な役割
- 統計分析審査官が統計作成プロセスの適正化やシステムの改修で重要な役割
- 本省のみならず、地方組織においても分析的審査を実施
- 政策部門のKPI算出方法の問題を是正

府省間で格差

国土交通省

【職員の能力、体制】

- 統計の業務に就いたこともなく、統計に関する専門的知識も皆無（※）
（※）経験年数5年未満が8割超、最も経験年数のある者で10年
- 十分な研修を受けることもない
- 係長相当の職位で派遣

【活動状況】

- 統計分析審査官が現段階で機能しているとは思われない
- 上司に対して厳しく指摘することを期待すること自体不可能を強いるもの

「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る検証委員会」報告書の記述より抜粋

統計分析審査官の現状と課題

- 統計分析審査官は、各府省の統計の品質を維持向上させるため、統計の集計プロセスにおいて、調査票の記入漏れのチェックや、結果表の検算、過去の結果との比較による数値の妥当性の確認などを順次導入していくことや、統計に誤りが発生した場合の再発防止策の指導、助言を行うことなどを役割として、活動を開始



- 統計分析審査官を令和元年に新設した際、併せて、人材育成のための資格の創設や研修の拡充、誤り発生時の対応ルールの整備なども行われたが、府省間で担当職員の能力や活動状況に格差



- 公的統計の品質の確保に向けては、体制の確保や、専門性の高い職員の育成、専門家との連携や専門家からのアドバイス・支援が必要であり、統計分析審査官については、その在り方を含めて見直す必要

- ✓ 品質管理の取組全般と連携できる体制（再発防止は統計の品質管理の一要素）
- ✓ 役割の認知・現場での十分な発言力を持たせるための仕組み
- ✓ 実務経験者の着任や研修受講、専門家による支援などを担保する仕組み
(内閣官房の総括業務を通じた統計分析審査官の確保・育成には限界) など